



＜R6年度新規事業＞

埼玉県妊婦緊急一時受入れ事業 実績報告について

埼玉県保健医療部健康長寿課

1

1

課題

- インターネットカフェ、友人宅や恋人ではない男性の家などを転々として、居所が定まらず、あるいはその状況に陥る可能性のある妊婦の背景には、経済的困窮、不安定な就労、家族関係不和など、自分自身では解決できない問題が存在している。
- 居所が定まらないことは、妊婦の身体的・精神的負担となり、生活も安定しないため、妊婦健診未受診や医療機関等以外での出産につながり、出産直後の不適切な養育・虐待発生の可能性が高くなる。

2

2

居所が不安定な妊婦(母親)等による 県内児童虐待死亡事案(新聞報道等より)

R4.3月 本庄市5歳児死亡事案

虐待死した児は、母親と知人宅で生活していた

R5.5月 春日部市内用水路 新生児死体遺棄事案

家族ではない男女3人で同居していた妊婦が風呂場での出産、死体遺棄

R5.12月 本庄市内風俗店待機場所 新生児死体遺棄事案

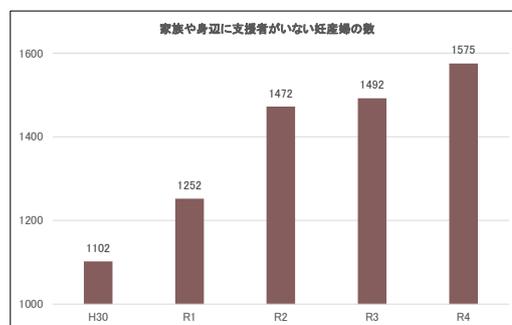
住所不定の妊婦が風俗店待機場所での出産、死体遺棄

3

3

県内の現状① 家族や身近に支援者がいない妊産婦の増加

妊婦健診時等に、家族や身近に支援者がいないため育児不安を訴える妊産婦数は、年々増加している。



妊娠期からの虐待予防強化事業実績報告

4

4

県内の現状②

市町村への居所不安定妊婦からの相談実績

R4年度

居所がない状態(インターネットカフェや知人宅で生活している)の妊婦
24人

相談後の
結果

- 生活保護受給し居所設定 9人
- 自己資金等で居所設定 2人
- パートナーと結婚しパートナー宅で生活開始 3人(うち1人飛び込みにより出産)
- 実家に戻った 2人
- 不安定な居所(知人宅等)での生活継続 4人
- 行方不明 2人
- 帰国 1人
- 流産により相談終了 1人

居所はあるが、家族関係等に問題があり、安心・安全に生活できない状態の妊婦 130人

居所はあるが、金銭面等に問題があり、転居等の対応が必要な状態の妊婦 49人

5

5

県内の現状③

妊婦のみで利用できる施設等が、ほぼない

- 女性相談支援センター一時保護所
県内1か所のみ。利用(一時保護)にあたっては、自治体の措置が必要。スマホの利用が制限される等の制約が多い。
- 母子生活支援施設
県内4か所。児同伴ではないと利用ができないため、妊婦のみは利用不可。
- 児童相談所一時保護所(18歳未満妊婦の場合)
発達に課題がある児もいる集団での生活となるため、妊婦が生活することは危険が伴う。
- 公営住宅(県営・市営等)
入居申込月が決まっており、また入居まで数か月かかる。
- 無料定額宿泊所
県内には女性専用の宿泊所はない。男性と共用のトイレや風呂場等を使用することになる。妊婦が生活するには、著しく不適切である。

6

埼玉県妊婦緊急一時受入れ事業の目的

- 居所等に困難を抱える妊婦に対して、緊急一時的に安心して生活できる居所を確保し、食事提供、妊婦健康管理、保健指導等の支援を行う。
- 県、市町村、産科医療機関等、その他の関係機関が連携を図ること、妊婦健診未受診、飛び込み出産を防ぎ、0日虐待死を含む出産後の虐待発生を予防する。

7

7

事業の対象者

○ 市町村こども家庭センター等(以下「市町村等」という。)から、埼玉県妊婦緊急一時受入れ事業コーディネーター業務の委託機関(以下「居所調整コーディネーター」という。)へ情報提供・居所調整依頼のあった、以下の全ての状況に該当する妊婦を対象とする。

なお、妊婦とは、妊娠中であることを市町村等が確認している者とする。

ア 安心して生活できる居所がない妊婦。

イ 当事業の利用に関しての「確認書」に同意した妊婦。

ウ 未成年者に関しては、自治体の児童福祉担当課との調整・了解が得られている妊婦。

エ 生活保護受給者に関しては、自治体の福祉担当課との調整・了解が得られている妊婦。

○ 以下の妊婦は対象外とする。

ア DV避難が必要な妊婦。イ 心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある妊婦。ウ 児童の同伴が必要な妊婦。

○ その他

ア 埼玉県内に住民登録されている妊婦に限るが、居住地不明または特段の事情がある場合は対象とする。

イ 対象者の出産(産む、産まない)及び育児(育てる、育てない)の意向にかかわらず、対象とする。

8

8

事業のスキーム

事業周知(チラシ・ポスター作成)インターネットカフェ・ドラッグストア等

安心して生活できる場がない妊婦

相談

にんしんSOS埼玉
電話・メール相談

市町村
(こども家庭センター等)

必要な支援を判断

コーディネーター

調整依頼

調整・選定

5泊
以内

指定産科医療機関・助産院等
緊急一時的な居所提供等の支援の実施

安心・安全に生活できる居所への移行
(施設※・自宅・転居等)

在宅支援

※施設: 県福祉部事業による母子生活支援施設の活用

9

市町村の役割

- 1 緊急一時的な居所支援施設までの同行支援。
- 2 妊婦のかかりつけ医(産婦人科、精神科等)との情報共有。
- 3 (かかりつけ医等がない場合)妊娠判定、妊婦健診、分娩施設の調整等。
- 4 妊婦が、人工妊娠中絶や養子縁組等を希望した際の支援。
- 5 緊急一時的な居所支援施設利用中に、妊婦に医療介入等の必要が生じた際の、受診調整等。
- 6 緊急一時的な居所支援施設利用中に、妊婦が安心・安全に生活できる居所へ移行できるように、関係機関と連携し調整業務を実施する。また、緊急一時的な居所支援施設を退居後に、移行する居所までの同行支援を実施する。

10

居所調整コーディネーターの役割

- 1 緊急一時的な居所支援施設の調整・選定業務。
- 2 市町村等からの妊婦の居所調整依頼相談(スーパーバイズ)対応。
- 3 アウトリーチによる相談支援
市町村等とともに、医療機関や行政機関等、適切な関係機関へ同行し、対象者の支援や連絡調整を行う。

調整窓口開設時間(予定) 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 13:00～16:00

11

11

緊急一時的な居所支援施設(通称「にんしんSOSホ～ム」)の役割

- 1 一時的な居所提供
- 2 利用中の食事提供
- 3 妊婦健康管理、保健指導
 - ア 母体バイタルチェック等
 - イ 妊娠経過にあわせての健康や生活に関する指導
 - ウ 妊娠・出産・育児の不安についての相談対応
- 4 関係機関との情報共有

R6年度協力機関(16機関) ※非公開情報

・ 県内産科医療機関	8
・ 県内助産所等	7
・ 都内施設	1

(困難な状況にある妊婦支援を行っているNPO法人が運営する施設)

12

事業周知

※ 予期せぬ妊娠で悩んでいる方の相談窓口である「にんしんSOS埼玉」の周知と同時に実施した。

- ① 県内のインターネットカフェ・漫画喫茶やドラッグストアに、ポスターやスイングポップの掲出
- ② 県内産婦人科医療機関、助産院に、ポスターやスイングポップの掲出
- ③ 県内全高校生(通信制・定時制・特別支援学校含む) 周知カード配布(約19万枚)
- ④ SNS(Instagram、X)での広報

13

13

事業利用実績(R6.11.1時点)

2件利用実績あり

<妊婦の概要>

① 20歳代

家賃を支払えず退去。本人からの連絡で市が緊急一時的受入れ支援開始。

緊急一時受入れ施設(産婦人科医療機関)を4泊利用後、県福祉部の妊産婦生活援助事業を利用し、母子生活支援施設に入所し、出産。その後も市が支援を継続中。

② 30歳代

保護した警察から市に連絡があり、市が緊急一時的受入れ支援開始。緊急一時受入れ施設(産婦人科医療機関)を5泊利用後、出産。出産後、本人の希望により、児は一時保護となった。

14

14